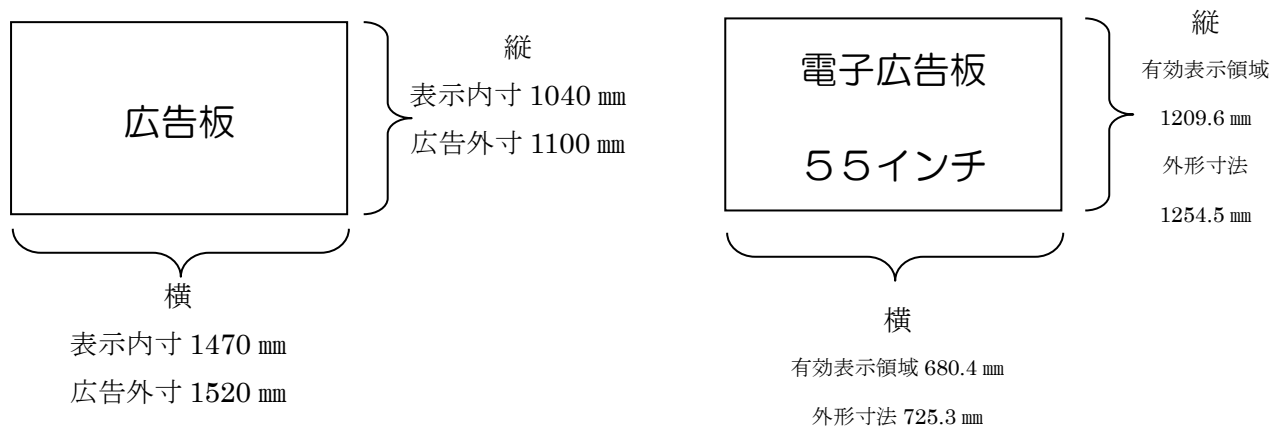


甲州市広告板使用許可申請の手引き

はじめに・・・

◎塩山駅南北自由通路に市が設置した広告板の使用にあたっては、甲州市広告板使用条例に定められた条項に基づき許可を行っております。

【広告板の大きさ】



【電子広告板の表示方法と規格】

電子広告物の種類		規格	表示方法
画像広告	静止画広告	形式 jpeg サイズ 16 : 9 1920×1080 FULL-HD	1 回 5 秒 1 日 150 回以上
	動画広告	形式 flv サイズ 16 : 9 1920×1080 FULL-HD	※動画は枠数 3 枠分相当
文字広告		1 枠 50 文字以内	1 日 60 回以上表示

※電子広告板は南口・北口の 2 箇所ですべて同時に放映します。

1. 申請書の提出先

- (1) 提出先・・・甲州市役所 建設課 道路・河川管理担当
〒404-8501 甲州市塩山上於曽 1085 番地 1
TEL 0553-32-5071(担当直通) Fax 0553-32-1818

- (2) 提出部数・・・1部

[甲州市広告板使用条例施行規則第 2 条に定める広告板使用許可(変更許可)申請書]

※申請書は建設課にてお渡ししております。

2. 申請書類作成上の注意事項

- (1) 広告板使用(許可・変更許可)申請書(様式第1号)

必要事項をご記入の上、提出して下さい。申請区分は以下のとおりです。

- ① 広告板使用許可申請(第2条第1項による)

新規または継続して広告板を使用しようとするとき

- ② 広告板の使用変更許可申請(第4条による)

広告板の使用許可を既に受けた使用者が、広告板の使用内容を変更しようとするとき

(2) 使用場所及び使用料

・広告板掲示箇所

塩山駅南北自由通路に市が設置した広告板
広告板

●JR塩山駅北口・・・2箇所

●JR塩山駅南口・・・4箇所 計 6 箇所

電子掲示板

○JR 塩山駅北口・・・1箇所

○JR 塩山駅南口・・・1箇所 計 2 箇所

※広告板掲示希望箇所の最新の空き状況に関しては、市建設課まで随时お問い合わせください。

・使用料

● 広告板 年間 61,080 円(税込)、月額 5,090 円

電子広告板 静止画広告 年間 36,600 円(税込)、月額 3,050 円

動画広告 年額 97,680 円(税込)、月額 8,140 円

文字広告 年額 12,120 円(税込)、月額 1,010 円

※使用期間が1年未満の場合は全額を、1年以上の場合は1年ごとに区分し、当該使用期間の始期に前納していただきます。

(3) 使用期間

・広告板の使用期間は、3 年以内とします。(甲州市広告板使用条例第5条による)

※ 使用期間満了後も継続して広告板への掲示をご希望される場合は、許可期間満了時に市が送付する使用許可申請書に必要事項をご記入のうえ、市建設課まで提出してください。

3. その他留意事項

・使用者は、広告板の使用期間が満了し、若しくは使用を廃止したときは、すみやかに掲示した広告物を撤去し、現状に回復するようお願いします。

・多くの方々が利用される塩山駅構内に設置されるものですので、広告板の状況には随时留意していただくようお願いします。

・その他、広告板の使用についてご不明な点やお気づきの点がございましたら、市建設課までご連絡ください。

◆◆ 豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流都市 ◆◆



甲州市役所

〒404-8501

山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

建設課 道路・河川管理担当

TEL 0553-32-2111(担当直通)

様式第 1 号(第 2 条関係)

申請者記入欄	広告板使用許可 変更許可申請書		
	年 月 日		
	(宛先) 甲州市長		
	住所 氏名 担当者		
甲州市広告板使用条例 第 2 条第 1 項 第 4 条 の規定により広告板の使用許可(変更許可)を申請します。			
広告の種類	・ 広告板 ・ 電子広告板	広告板の場所 静止画 動 画 (1 5 秒) 文字テロップ	号
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更事項			

※処理欄(この欄以下の記入はいりません。)

(1) 許可決定区分

☐申請のとおり許可する。 ☐申請を一部変更し、許可する。

☐許可しない。

(2) 使用料

月 額 円 内 訳

(3) 許可条件